令和８年 11 月 19 日

【二次募集】市の魅力向上やブランド認知拡大に取り組む事業者・団体を応援します！
（令和８年度日向市シティプロモーション推進事業補助金）

本市のブランドコンセプト「世界でいちばん、休める街へ」に基づき、市内の個人事業者、法人又は団体が、日向市の課題解決につながる事業を自ら企画・立案し、主体となって、市民や複数の事業者と連携して実施するプロモーション活動を募集します。

【事業内容】
⑴プロモーション活動推進事業
　ブランドコンセプトを広く PR し、日向市の魅力向上につながる事業
⑵プロモーションツール開発支援事業
　ブランドコンセプトや世界観を表現した商品の開発、公式ロゴ・イラストを活用したオリジナルグッズの試作及び開発

【対象者】
次のいずれかに該当するもの
⑴日向市内に事業所を有する個人事業主又は法人
⑵日向市内に活動拠点を有する団体で、５人以上の者で組織され、かつ、組織の運営に関する規約、規程等を制定しているもの
また上記に加え、次のいずれにも該当するもの
⑴宗教活動又は政治活動を行うものではないこと
⑵本人（法人及び団体にあっては、その役員を含む。）が日向市暴力団排除条例第２条第５号に規定する暴力団等でないこと
⑶市税等を滞納していないこと

【申込みについて】
⑴提出期間
　令和８年 12 月 15 日（火）17 時 15 分まで
⑵提出方法
　郵送又は日向市役所ふるさとプロモーション課（３階９番窓口）へ持参
　郵送の場合は、提出期限当日の消印を有効とします。
⑶事前相談
　企画提案書の提出前に、ブランドコンセプトに合致しているか、要件を満たしているか等の確認をします。必ず事前相談にお越しください。

事前相談は、電話またはメールで日時をご予約ください。
※相談時間：平日 8 時 45 分～16 時 30 分
※日向市役所にて実施します。 3 階 9 番窓口へお越しください。

詳しくは、以下の URL から交付要綱・募集要項・募集チラシをご確認ください。
https://logoform.jp/form/qfqE/1899271

（お問い合わせ）
日向市経済戦略部　ふるさとプロモーション課
〒883-8555　宮崎県日向市本町 10 番 5 号
電話番号：0982-66-1026（直通）
メール：f_promotion@hyugacity.jp
担当：小林

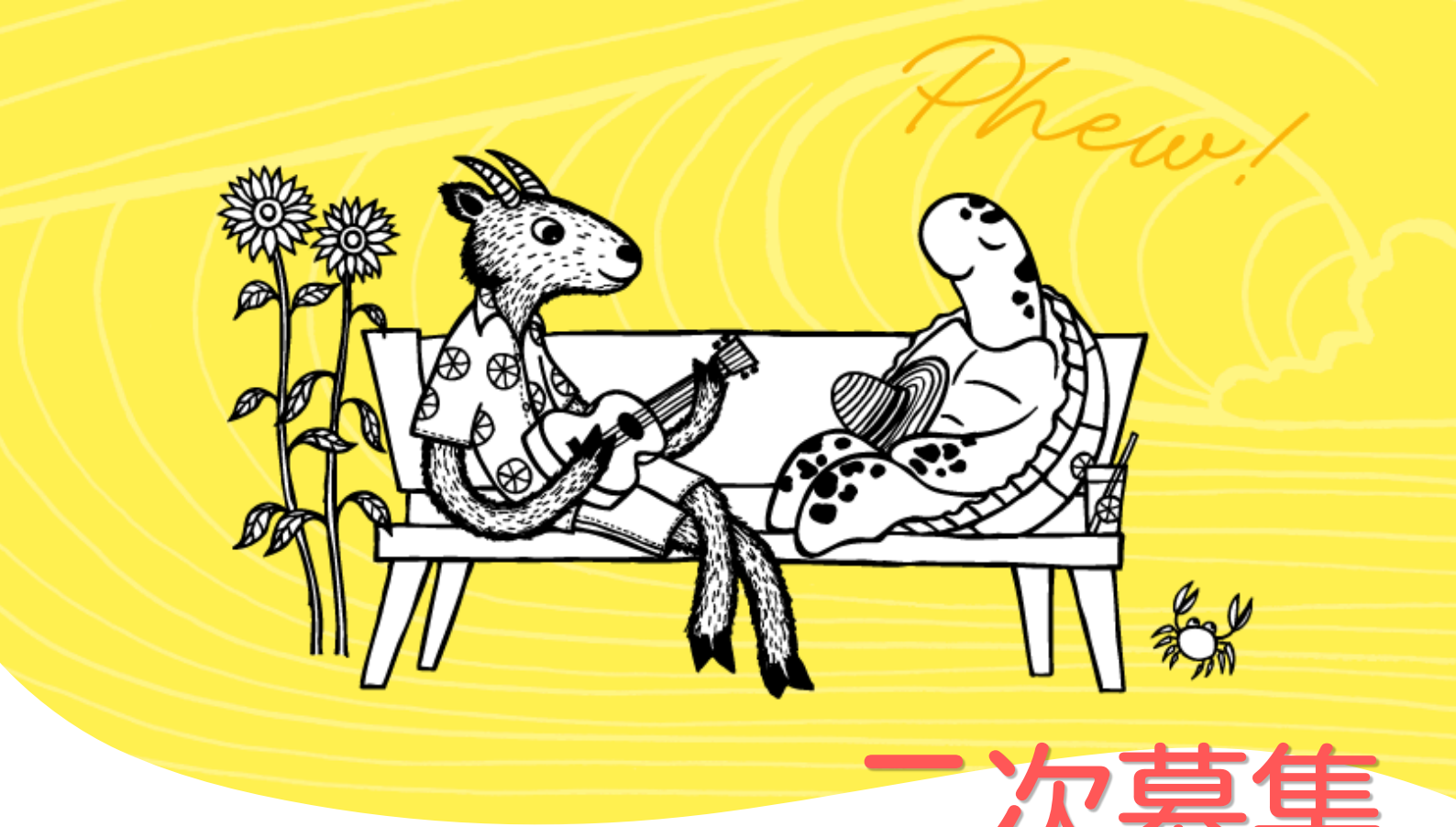

二次募集

12月15日（火）締切

令和８年度 日向市シティプロモーション推進事業補助金

こんな活動を支援します！

市内の事業者・団体が、日向市の魅力を発信し、
市民や地域全体と連携して日向市の課題解決につながる事業を支援します！

まずはお気軽にご相談ください♪



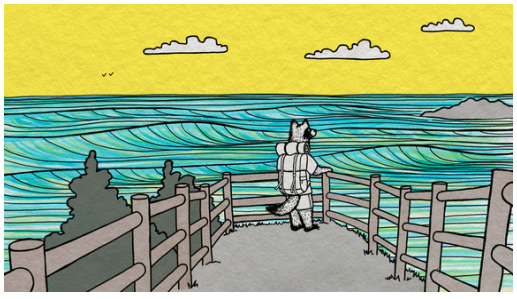



お問い合わせ

日向市役所 ふるさとプロモーション課 プロモーション推進室
☎：0982-66-1026　　Email：f_promotion@hyugacity.jp

令和８年度

日向市シティプロモーション推進事業補助金

【対象となる方】
次のいずれかに該当する方
● 日向市内に事業所を有する個人事業者または法人
● 日向市内に活動拠点を有する団体
（5 人以上で組織され、規約・規程等を定めていること）
あわせて、次の要件を満たす必要があります
● 宗教活動または政治活動を行うものでないこと
● 暴力団等でないこと
● 市税等を滞納していないこと

【対象となる事業】
次のすべてに当てはまる事業
● 日向市内で実施する事業（市長が認める場合を除く）
● 日向市のブランドコンセプトを広く発信し、市の魅力向上が見込まれる事業
● 日向市から本補助金以外の補助または支援を受けていない、受ける見込みがない事業
● 交付決定後に実施する事業
● 交付決定年度の 2 月末日までに完了する事業

【対象とならない主な事業・経費】
1 営利を目的とする興行等
2 事業の大部分を他の事業者に委託する事業
3 補助対象経費の総額が 20 万円未満の事業
4 継続的な取組が見込まれない事業
5 宗教・政治・選挙・公序良俗に反する活動に関わる事業
6 特定の商品・店舗等の広告宣伝を主目的とする事業
7 特定の個人・法人・団体のみが利益を受ける事業
（6,7 はプロモーションツール開発支援事業を除く）
【対象とならない主な経費】
1 日向市以外の機関又は制度において補助対象となった経費
2 消費税及び地方消費税に相当する租税公課（仕入税額控除を受けられないことが明らかな場合を除く。）
3 量産・販売用在庫の確保又は通常の営業活動に要する経費（ノベルティグッズの作成等にかかる費用も含む）
4 証拠書類で確認できない経費、飲食費、交際費その他社会通念上不適当と認められる経費
※詳細な対象事業等については、要綱・募集要項を参照してください。

【補助メニュー・補助額】
■ プロモーション活動推進事業
本市のブランドコンセプトを広く PR し、シティプロモーションに寄与する事業
補助率：補助対象経費の 4 分の 3
上限額：50 万円

■ プロモーションツール開発支援事業
本市のブランドコンセプトや世界観を体現した商品の開発、または市公式ロゴ・イラストを活用したオリジナルグッズの試作・開発を行う事業
補助率：補助対象経費の 2 分の 1
上限額：10 万円

※1,000 円未満切り捨て
※上限額と比較して少ない方を交付します。

【申請の流れ】
1 事前相談（必須）
2 企画提案書等の提出
3 書類審査
4 補助対象事業及び補助額の決定
5 交付申請
6 交付決定
7 概算払請求・交付
8 事業実施
9 実績報告
10 額の確定

【申請前に必ずご確認ください】
● 交付申請の前に、必ず事前相談が必要です。
● 交付決定通知書を受領した後に事業へ着手してください。
※発注や支払いを交付決定前に行ったものは対象外です。
● 補助金の支払いは概算払い（前金払い）です。
● 事業完了後、確定額が概算払い額を下回った場合は差額の返還が必要です。

事前相談（必須）・企画提案書提出期間
令和８年 12 月15 日（火）まで

※事前相談ができる時間帯は、いずれの日も**午前 8 時45分から午後 4 時30分まで**です。
土日は除きます。**電話またはメールにて事前相談の日時をご予約**ください。

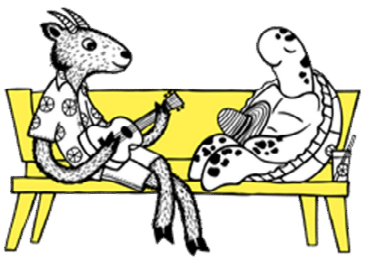

【お問い合わせ・提出先】
日向市役所 ふるさとプロモーション課 プロモーション推進室
TEL：0982-66-1026　　Email：f_promotion@hyugacity.jp